

ニセコ町の情報提供の運用について（守秘義務との関連）

<地方公務員法（抜粋）>

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

<行政実例>

「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいい、第1項の「職務上知り得た秘密」とは、職務執行上知り得た秘密を……指すものと解される。

【ニセコ町企画環境課へ問い合わせ】

情報公開条例に基づき、町政情報のうち個人のプライバシーなどに該当しないことが明らかな情報を「開示情報」と規定し、請求及び開示に係る手続きを簡略化（請求書の提出省略など）を行っている。

ニセコ町では、公文書として決裁を受ける文書に限らず、職員が業務の際に作成した資料は開示するのが大前提となっている。

したがって、住民に「その説明資料をください」と言われれば、職員は情報公開条例に基づいて提供することになるので、上司の確認を取る必要はない。

以上のような取り扱いで対応しているとのこと。